

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたため、同法第95条の規定により公告します。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告します。

令和元年8月15日

京都市長 門川 大作

1 公売（入札）参加申込期間

令和元年8月16日午後1時00分から同年9月4日午後11時00分まで

（ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。）

2 公売（入札）期間

令和元年9月10日午後1時00分から同月17日午後1時00分まで

（ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。）

3 公売の場所

ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上

4 公売の方法

期間入札

5 売却決定の日時

令和元年9月24日午前10時00分

6 売却決定の場所

京都市行財政局税務部収納対策課

7 買受代金の納付期限

令和元年9月24日午後2時30分

8 買受人の資格その他の要件

国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。

9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。

10 公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

11 その他事項

(1) 公売財産の入札に参加をしようとする者（以下「入札者等」という。）は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要です。

(2) 公売保証金の納付は、自己名義などのクレジットカードによる納付によるものとします。ただし、本市では、「公売参加者がヤフー株式会社に対して、クレジットカードによる公売保証金納付及び返還事務に関する代理権の付与並びにクレジットカードによる請求処理をヤフー株式会社の必要によって第三者へ委託し、公売保証金取扱い事務に必要な範囲で公売参加申込者の個人情報^{（注）}を当該委託先へ開示することの承諾及びインターネット公売が終了し、公売保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消さないことに同意していること」を条件としたヤフー株式会社を代理とするクレジットカードによる納付に限るものとします。

(3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し、売却決定を行います。

また、見積価額以上で最高の価額の入札者が二人以上ある場合、追加入札は開札の日^{（注）}に開札に引き続いて期日入札の方法により行います。

なお、最高価申込者の決定にあたっては、最高価申込者のYahoo! JAPAN IDを最高価申込者の氏名（名称）とみなします。

(4) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。

なお、公売財産の引渡しは、買受代金納付時の現況有姿で行います。

(5) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。

(6) 本市は、公売財産について瑕疵担保責任を負いません。

(7) 落札された公売財産は、いかなる理由があっても返品できません。

(8) 公売財産の詳細を記載した公売広報は、行財政局税務部収納対策課及び各区役所・支所内の税務センターに備え付けています。

(9) ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。

- (10) 入札者等が自己に関わる情報等を第三者に知られ、若しくは不正に使用される等により生じた損害について、本市は何ら補償しません。
- (11) その他については、京都市インターネット公売ガイドラインによります。
- なお、その内容については、行財政局税務部収納対策課のホームページで閲覧することができます。

公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財3

2 見積価額

1,290,000円

3 公売保証金

130,000円

4 公売財産の表示

(1) 土地

所 在 京都市右京区梅ヶ畑檜社町

地 番 10番1

地 目 山林

地 積 608㎡

(2) 建物

所 在 京都市右京区梅ヶ畑檜社町 10番地1

家屋番号 10番1

種 類 事務所

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 30.81㎡

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

(1) 公売財産は、京都市営バス及び西日本JRバス「御所ノ口」停留所から南西方へ道路距離で約0.4kmに位置しています。

(2) 公売財産(1)は、周山街道から観光道路である嵐山-高雄パークウェイへ向かう誘導路に等高に接面している間口(西側)約22m、奥行約28mの無道路地で、公売財産(2)の敷地として利用されています。接面する誘導路は、西山ドライブウェイ株式会社が所有及び管理を行う私有地であり、建築基準法上の道路ではありません。また、周山街道との分岐付近にゲートが設置されており、同観光道路の営業時間外は、公売財産への進入はできません。

- (3) 公売財産(1)は、市街化調整区域内の既存建築物の敷地には該当しないと推定されます。
- (4) 公売財産(1)の南端部から南東側を経て東端部付近までの敷地境界部分は崖となっており、石積擁壁が設けられています。擁壁の耐久性は不詳です。
- (5) 公売財産(1)に、令和元年7月現在、以下の賃借権設定登記がされています。当該賃借権は最先の賃借権です。

登記の目的：賃借権設定登記

原因：昭和59年5月14日設定

借賃：1月2,000円

支払期：期間中分前払済

存続期間：5年

特約：譲渡、転貸ができる

- (6) 公売財産(2)について、都市計画法第29条の開発許可を受けた履歴及び開発許可不要で処理された履歴はなく、建築計画概要書はありません。公売財産(1)上の構築物および公売財産(2)は、法令に基づく許可を受けずに建築・構築された違反建築物及び違反構築物である可能性が高いほか、公売財産(2)の北東部が、机上概測で約12.29㎡増築されており、登記簿上の床面積と一致しません。増築部分の屋根の一部は、北東隣接地に越境しています。

6 法的規制、利用状況等

- (1) 市街化調整区域、指定建ぺい率60%、基準建ぺい率30%、指定容積率100%、風致地区第2種地域、高山寺・高雄特別修景地域、歴史的風土保全区域、宅地造成工事規制区域、遠景デザイン保全区域(11)、(16)、(45)、(49)、土砂災害警戒区域
- (2) 公売財産は相続財産法人の所有物件であり、令和元年7月現在、公売財産(2)は空き家です。
- (3) 公売財産(1)、公売財産(2)には、動産等が残置されています。
- (4) 公売財産(1)に接面する誘導路の所有者より、公売財産所有者に誘導路を通行する権利はなく、通行の対価の支払もなく、通行を黙認している状況である旨を聴取しています。
- (5) 公売財産は、上・下水道の引込みはありません。また、上・下水道が埋設されてい

る市道に接面していません。

7 その他公売条件

- (1) 境界の確定は、隣接地所有者と行ってください。
- (2) 公売財産内の動産等の処理は、所有者等と協議してください。
- (3) 公売財産は国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売します。

※ 問合せ先 京都市行財政局税務部収納対策課

TEL : 075-213-5215

(行財政局税務部収納対策課)